

平成 28 年度労災診療費の改定について

1 概要

平成 27 年 12 月 25 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

健康保険の診療報酬改定に伴う労災診療費への影響額を算出し、追加で予算要求。
(982 百万円)

(1) 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定。
(360 百万円)

(2) 健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から見直しを行った。
(621 百万円)

2 労災診療費特掲の改定内容

(1) 「疾患別リハビリテーション料」の引上げ等

- ① 診療報酬改定において疾患別リハビリテーション料が引上げられたことを踏まえ、同点数を引き上げる対応。
 - ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (105 点→125 点)
 - ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (185 点→190 点)

- ② 診療報酬改定に伴い、ADL 加算(※)の算定対象に「医療機関外における疾患別リハビリテーション料を算定した場合」を追加。

(※ ADL 加算…ADL(日常生活動作)に関するリハビリテーションを訓練室以外で行った場合、30 点を加算。)

(2) 「救急医療管理加算(入院外)」の引上げ

救急医療体制の充実を図るため、労災独自で評価している「救急医療管理加算(入院外)」の金額を引上げ。

- ・入院外 1,200 円→1,250 円

(3) 「術中透視装置使用加算」の拡充

転倒等による手首の骨折が多い労災事故に対応するため、手根骨全体を加算対象とした。 (220点)

(改定前)

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨（手及び足）」

(改定後) (下線部が改定箇所)

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、
「手根骨」 及び 「足の舟状骨」

(4) 「病衣貸与料」の引上げ

主に救急医療を担う医療機関が定めた病衣貸与の料金(全国平均)が病衣貸与料の点数を上回っていたことから、医療機関の経済的負担の軽減を図るため点数を引上げ。

- ・ 1日につき 7点 → 9点

(5) 「職業復帰訪問指導料」の拡充

① 算定要件の拡充及び点数の引上げ

通院治療が長期にわたる者に対して早期職業復帰を促進するため、算定要件に「入院を伴わず通院治療を3か月以上継続する者」を追加し、点数を引上げ。

- ・精神疾患が主たる傷病ではない場合 570点 → 580点
- ・精神疾患が主たる傷病である場合 760点 → 770点

② 職業復帰訪問訓練加算の新設 (400点)

復職予定の事業場において、医療従事者が被災労働者に対して特殊な器具・設備を用いた作業訓練等を行った場合に加算できる点数を新設。

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

- 労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものとされている。

➡ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い（労災特掲項目の設定等）

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

労災特掲項目の具体例

○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定（治ゆ）の判断が求められること

○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

診療単価は1点12円
(健保は1点10円)

